

長野県立美術館協議会委員の任命について(案)

文化財・生涯学習課

長野県立美術館協議会委員として、次のとおり任命するものとする。

(五十音順)

氏名	役職等	任命基準	新任・再任
いしかわ りえ 石川 利江	有限会社 I S H I K A W A 地域文化企画室 代表	学識経験者	再任
おがわ みのる 小川 稔	松本市美術館 館長	社会教育関係者	新任
おぎわら やすこ 荻原 康子	サントミュージゼ（上田市交流文化芸術センター・上田市立美術館） 総合プロデューサー	社会教育関係者	新任
かない ただし 金井 直	信州大学人文学部 教授	学識経験者	新任
こさか そうたろう 小坂 壮太郎	信濃毎日新聞社 代表取締役社長	学識経験者	再任
すずき まちこ 鈴木 真知子	アトリエももも 共同代表／キュレーター	家庭教育の向上に資する活動を行う者	新任
てらしま よりし 寺島 頼利	長野市第二地区住民自治協議会 会長 (箱清水区区长)	家庭教育の向上に資する活動を行う者	再任
なかだいら のりこ 中平 紀子	長野県美術教育研究会 研究推進委員 (千曲市立屋代中学校教諭)	学校教育関係者	再任
はやし めいしん 林 明晋	善光寺 寺務総長	学識経験者	新任
はらだ まさひろ 原田 雅弘	いいだ人形劇フェスタ 実行委員長	社会教育関係者	新任

定数：10名

任期：2年（令和5年9月1日～令和7年8月31日）

<参考> 設置根拠

博物館法（昭和26年12月1日号外法律第285号）

第23条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第24条 博物館協議会の委員は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が当該博物館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされている場合にあつては、当該地方公共団体の長）が、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の理事長がそれぞれ任命する。

第25条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、地方公共団体の設置する博物館にあつては当該博物館を設置する地方公共団体の条例で、地方独立行政法人の設置する博物館にあつては当該地方独立行政法人の規程でそれぞれ定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

長野県立美術館条例（昭和44年3月31日条例第32号）

第4条 美術館に、博物館法第23条の規定による美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

3 協議会の委員の定数は10人以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。